東京海洋大学

海洋関連人材キャリアパス開発プログラム

*R-MaST*

長期インターンシップ・プログラム

研修生が就業体験をするためのガイドライン

1. 共通事項
	1. 長期インターンシップは、基本的にアカデミア以外での就業体験が原則です。国公私立大学（大学の管理下にある産学共同研究施設等を含む）及び国の研究機関（独立行政法人研究機関を含む）は対象とされません。ただし、地方公共団体の研究機関等での研修は可能です。
	2. 連続した１～３か月以上の研修期間を想定しています。ただし、あらかじめ計画されていれば期間を分割した実施も可能です。
	3. 長期インターンシップは基本的に就業体験する研修制度です。研修生単独での就業及び出張はできません。
	4. 自宅（又は宿泊先）から就業場所までの日々の交通費が支給されます。
	5. 研修期間中に就業場所から業務で出張する場合の交通費は支給されません。

自己負担か、研修先企業との協議が必要となりますのでご注意ください。

* 1. 事前に、機密保持等を含む「インターンシップの実施に関する協定書」を、研修先企業と本学との間で締結させていただきます。
1. ポストドクターのみに適用
	1. 勤務地（就業場所）が遠隔地の場合には、自宅から勤務地までの往復の交通費が支給されます。
	2. 勤務地（就業場所）が遠隔地の場合には、研修期間中の宿泊費が支給されます。

ただし、ホテル等以外で賃貸契約のできる家賃等に限ります。（事前に、必ずお問い合わせください。）

* 1. あらかじめ計画されていれば、当初の勤務地（就業場所）以外の事業所等での研修も可能です。

また、その為の移動旅費（１往復分のみ）も支給されます。

1. 博士後期課程の学生の場合
	1. 自宅から就業場所までの日々の交通費のみ支給されます。
	2. その他の旅費、宿泊費等は支給されません。

自己負担か、研修先企業との協議が必要となりますのでご注意ください。

なお、個別の事情や詳細につきましては、キャリア開発室にお問い合わせください。

（問い合わせ先）

東京海洋大学キャリア開発室　TEL：03-5463-0575／E-mail：career@m.kaiyodai.ac.jp

以上